

hb.kyoto-np.co.jp

# ハラスメント防止 職場意識改革を

## 法施行受け大阪でセミナー

企業にパワーハラスメント防止を義務つける「女性活躍・ハラスメント規制法」の施行を受け、ハラスメントのない職場にするための対策・対応と心構えを学ぶセミナーがこのほど、大阪市内で開かれた。

企業や団体に向けてパワーハラやセクハラのセミナーなどを行っている会社「アトリエエム」(大阪府枚方市)代表の三木啓子さんが講師となり、参加した企業などの担当者や市民、学生らに、組織と個人それぞれに求められることを解説した。

セミナーで三木さんは、法律の内容や使用者・管理監督者の責任、具体的な対策や対応について説明。ガイドラインや相談窓口の整備、研修の充実などを求めるとも



## 女性育成 男性と同じに見ぬふりせず報告

に、職場での意識改革の大切さを強調した。ハラスメントがなくならない要因として、「変わらない男尊女卑の企業風土」「無意識の偏見」を挙げ、管理職に対して「女性の育成は男性と同じように」「活躍してほしい」という期待を伝え、「妊娠中は仕事量で調整して仕事の質は落とさない」などを、女性社員には「難しい仕事や異動を成長のチャンスと捉える」「自らの性別分得意意識の払拭」などを求めた。

相談対応に向けた心構えについては、参加者が2人一組となり、具体的な事案についてロールプレイをしながら、相談員に求められる傾聴や選択肢の提示、相談者の安全を守るなどの留意点を学んだ。

三木さんは「仕事ができればハラスメントは許される、というのは間違い。ハラスメントは人権侵害。リスクマネジメントができず、仕事ができないという「職場でのハラスメント」を見て見ぬふりはだめ。相談窓口で報告するなど、自分に何ができるかを考える」と、ハラスメントの行為者や同僚の意識改革も求めた。(稲庭篤)

参加者が、相談者と相談員それぞれの役割を演じるロールプレイも行ったハラスメント防止セミナー(大阪市中央区・大阪府立男女共同参画・青少年センター)